

# ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《 アパートでの生活をめざす皆さんへ 》

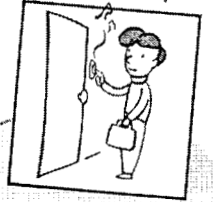
アパートで安定した生活ができるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

皆さんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

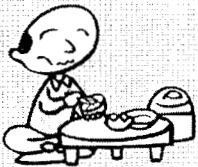
必要な支援を行います。



たとえば

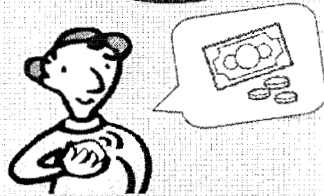
こんな相談ができます

けんこう  
健康



通院、服薬の管理  
バランスのとれた食事  
衛生状態の改善  
1日の生活リズム

かね  
お金



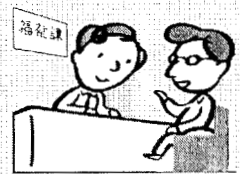
サラ金での借金  
貯金の仕方  
生活費のやりくり  
ギャンブルでの浪費

せいかつ  
生活



片づけ、掃除の仕方  
ゴミの出し方  
調理、食事の工夫  
家具、生活用品の購入

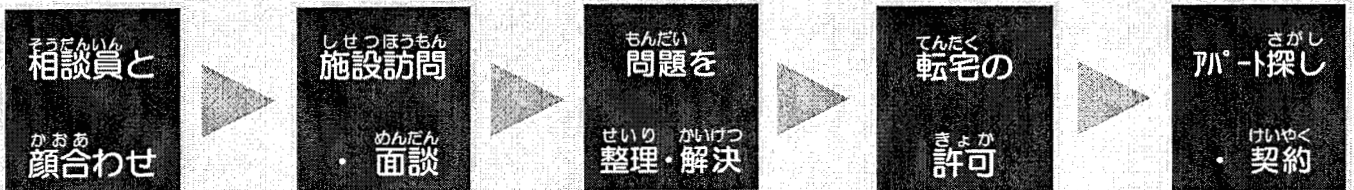
てつづ  
手続き



利用できる制度の紹介  
区役所などへの同行  
読めない漢字の手伝い  
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など暮らしに関わる様々なことが相談できます。

ご利用の流れ



- まず、担当のケースワーカーが訪問相談員を紹介します。
- 施設に面談できる場所がないときは、訪問した後日、福祉事務所で話をうかがいます。
- アパートで生活するにあたり何か問題がある場合には、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- アパートへ引っ越した後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

# ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《アパートで暮らしている皆さんへ》

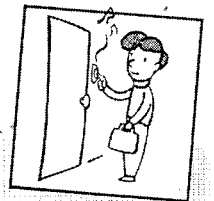
ちいき あんてい せいかつ  
地域で安定した生活が続けられるよう

ほうもんそうだんいん じたく  
訪問相談員がご自宅へうかがいます。

みな きぼう き そうだん  
皆さんのご希望を聞きながら相談し、

じょうほう ていきょう てつづ どうこう  
情報の提供や手続きの同行など

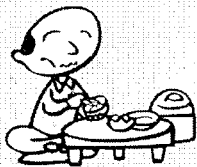
ひつよう しえん おこな  
必要な支援を行います。



たとえば

こんな相談ができます

けん こう  
健康



つういん ぶくやく かんり  
通院、服薬の管理  
バランスのとれた食事  
衛生状態の改善  
1日の生活リズム

かね  
お金



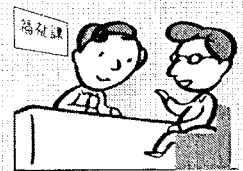
さうきんての しゃっきん  
サラ金での借金  
ちよきん しかた  
貯金の仕方  
せいかつり  
生活費のやりくり  
きゃんぷるでの浪費

せい かつ  
生活



かたづけ、そうじの仕方  
ゴミの出し方  
ちようり、しょくじの工夫  
調理、食事の工夫  
かく せいかつようひん かいにゅう  
家具、生活用品の購入

てつづ  
手続き



りようできる せいど しょうかい  
利用できる制度の紹介  
くやくしょなどへの同行  
区役所などへの同行  
よめない かんじの手伝い  
読みない漢字の手伝い  
やちん こうねつひ しょう ほうほう  
家賃や光熱費の支払い方法

ほかにも、きんじよひとのつきあい かわり、ちいまいしゅうへん じょうほう、ゆういぎ じかんのすごし方など  
暮らしに関わる様々なことが相談できます。

- あなたとケースワーカー、訪問相談員の三者で話し合い、訪問・支援の内容、頻度、目標を決めます。
- ご自身が抱えている問題について、訪問相談員と一緒に解決をめざして下さい。
- 自分の力で問題を解決できるようになった、もしくはあなたの力を補ってくれるサービスを利用できるようになった時点で、この訪問サポートは終了します。
- 訪問サポートの利用を終了するかどうかは、担当のケースワーカーが判断します。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。

# ほうもん 訪問サポート

TEL 03-5273-3826

(新宿区役所第二分庁舎2階)

《 アパートでの生活を始められた皆さんへ 》

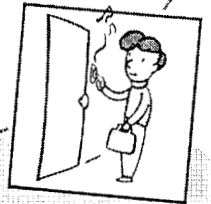
アパートで安定した生活ができるよう

訪問相談員がご自宅へうかがいます。

皆さんのご希望を聞きながら相談し、

情報の提供や手続きの同行など

必要な支援を行います。



たとえば

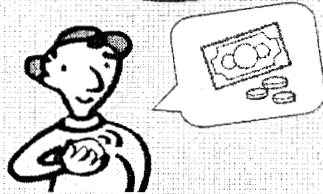
こんな相談ができます

## けんこう 健康



通院、服薬の管理  
バランスのとれた食事  
衛生状態の改善  
1日の生活リズム

## かね お金



サラ金での借金  
貯金の仕方  
生活費のやりくり  
ギャンブルでの浪費

## せいかつ 生活



片づけ、掃除の仕方  
ゴミの出し方  
調理、食事の工夫  
家具、生活用品の購入

## てつづ 手続き



利用できる制度の紹介  
区役所などへの同行  
読めない漢字の手伝い  
家賃や光熱費の支払い方法

他にも、近所の人とのつきあい方や、地域周辺の情報、有意義な時間の過ごし方など暮らしに関わる様々なことが相談できます。

## ご利用の流れ

引っ越し

訪問サポートを  
利用

地区のケースワーカーに  
担当者変更

- 訪問相談員は、原則、毎月訪問し、あなたの生活状況を把握して相談に応じます。
- 3~4ヶ月後に、ケースワーカーがあなたの住む地区の担当に変わります。
- 訪問相談員が新しい担当ケースワーカーを紹介します。
- その後も、必要であれば引き続き訪問サポートを利用できます。

訪問サポート（地域生活安定促進事業）は、新宿区が（社福）特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。この事業に関する問い合わせは、生活福祉課 施設援護係まで。